都市計画運用指針改正案(新旧対照表)

(V. 都市計画決定手続等) P246 ~ 255

改正案

現 行

V.都市計画決定手続等

- 1. 都市計画決定手続に係る基本的考え方
- 2. 個別の都市計画決定手続等について

(公聴会・説明会の開催等) (地区計画等の案の作成等) (都市計画の案の理由書) (都市計画決定手続の条例による付加)

(都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せ られた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は られた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は 市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調 **査審議等を行うこととされており、地方における** 都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期 待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民 の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見 を踏まえて立案していくことが、都市計画に対す る住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計 画の着実な実施を図る観点から重要となってきて いる。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の 前段階その他都市計画決定手続以外の場面におい ても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計 画審議会から意見を求めていくことが望ましい。 意見を求める事項としては、例えば、以下のよう なものが考えられる。

- タープランの案の作成
- ・ 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例 ・ 都市計画の決定手続に関する事項に係る条例 の案の作成
- 提供のあり方

V. 都市計画決定手続等

- 1. 都市計画決定手続に係る基本的考え方
- 2. 個別の都市計画決定手続等について

(公聴会・説明会の開催等) (地区計画等の案の作成等) (都市計画の案の理由書) (都市計画決定手続の条例による付加)

(都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 議会の調査審議等について)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せ 市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調 **査審議等を行うこととされており、地方における** 都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期 待されている。

また、都市計画に関する事項については、住民 を踏まえて立案していくことが、都市計画に対す る住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計 画の着実な実施を図る観点から重要となってきて いる。

このため、今後、都市計画に関する案の作成の 前段階その他都市計画決定手続以外の場面におい ても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計 画審議会から意見を求めていくことが望ましい。 意見を求める事項としては、例えば、以下のよう なものが考えられる。

- 都市計画区域マスタープラン又は市町村マス · 都市計画区域マスタープラン又は市町村マス タープランの案の作成
 - の案の作成
- 基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報 |・ 基礎調査の解析結果等都市計画に関する情報 提供のあり方 筡

また、都市計画の決定又は変更の手続におい ては、住民等からの幅広い意見を踏まえて、公正 ・透明な審議を通じた判断がなされることが必要 である。このため、例えば、大規模な集客施設の 立地に係る都市計画の決定又は変更を行うに当た っては、主たる利用者である消費者の視点が適切 に反映されるよう、都道府県都市計画審議会及び 市町村都市計画審議会における委員構成を工夫す べきである。この工夫としては、例えば、あらか じめ公募等により一般の住民を都道府県都市計画 審議会及び市町村都市計画審議会の委員に加える 措置のほか、学識経験者として消費者の利益を代 表する者を委員(又は大規模な集客施設の立地に 係る案件を審議する際の臨時の委員)とする措置 等が考えられる。

また、男女共同参画社会の形成を促進するため、 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議 会においても一方の性に偏らない委員の登用に努 めることが必要である。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 議会については、年間の開催数があらかじめ定め 議会については、年間の開催数があらかじめ定め られたり、また、案件が事前登録されるなど、計 画的に案件が付議されている場合も多いが、都市 計画の提案制度の導入も踏まえ、都市計画の案の 審議が円滑に行われるよう、必要に応じて、都道 府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の|府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の 開催間隔の短縮化や開催予定の事前公表、手続の 短縮化を図ることが望ましい。

(都道府県の同意協議等)

都市計画は、現在及び将来における都市の機能 を確保し、発展の方向を定めるものであり、都道 府県と市町村が都市計画決定権者として都市計画 を定める場合に、適切な役割分担の上でそれぞれ が定める都市計画相互に矛盾を生じるようなこと があってはならず、また、都市計画が総合して-体のものとして有効に機能するものとする必要が ある。

このため、法第19条第3項において、市町村 が都市計画区域又は準都市計画区域について都市 計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都 道府県知事に協議し、その同意を得なければなら ないとされている。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審 られたり、また、案件が事前登録されるなど、計 画的に案件が付議されている場合も多いが、都市 計画の提案制度の導入も踏まえ、都市計画の案の 審議が円滑に行われるよう、必要に応じて、都道 開催間隔の短縮化や開催予定の事前公表、手続の 短縮化を図ることが望ましい。

都道府県知事は、市町村との当該協議に当たっ ては、一の市町村を超える広域の見地からの調整 を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めよ うとする都市計画との適合を図る観点から行うも のとされており、例えば、都市計画区域マスター プランの内容との適合性、都市圏における都市構 造や広域的なインフラに与える影響等を勘案して 判断することとなる。

また、都道府県知事は当該協議に当たり、必要 があると認めるときは、関係市町村に対し、資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求 めることができることとされている。これは、都 道府県が当該市町村以外の市町村の状況を円滑に 把握できるよう設けられたものであり、都道府県 知事は、市町村が定めようとする都市計画による 影響が広域に及ぶと目される場合には、広域の観 点からの判断を適正に行うため、必要に応じて 関係市町村に意見の開陳等を求めることが望まし V

また、都道府県知事は、当該協議において、当 該市町村又は関係市町村と異なる判断をする場合 にあっては、その理由を明確に示す必要がある。 このため、都道府県は、都市構造の目標その他の <u>方針を明らかにし、それをあ</u>らかじめ都市計画区 域マスタープラン等に定めておくことが望まし V,

(都市計画に関する知識の普及及び情報の提供)

(都市計画に関する人材育成及び専門家の活用) (略)

3. 都市計画の提案制度

(都市計画の提案制度の基本的考え方)

近年、まちづくりへの関心が高まる中で、都市 計画への関心も高まり、住民やまちづくりNPO|計画への関心も高まり、住民やまちづくりNPO 等が主体となったまちづくりに対する多くの取組 が見受けられるようになった。法第21条の2か ら第21条の5までに規定する都市計画の提案制 | ら第21条の5までに規定する都市計画の提案制 度は、住民等が行政の提案に対して単に受身で意|度は、住民等が行政の提案に対して単に受身で意 見を言うだけではなく、より主体的かつ積極的に 見を言うだけではなく、より主体的かつ積極的に 都市計画に関わっていくことを期待し、また可能 都市計画に関わっていくことを期待し、また可能 とするための制度として創設されたものである。

(都市計画に関する知識の普及及び情報の提供)

(都市計画に関する人材育成及び専門家の活用) (略)

3. 都市計画の提案制度

(都市計画の提案制度の基本的考え方)

近年、まちづくりへの関心が高まる中で、都市 等が主体となったまちづくりに対する多くの取組 が見受けられるようになった。法第21条の2か とするための制度として創設されたものである。

のきっかけを誰がつくるのかというイニシアティ ったという点で画期的な変革と位置付けられる。

提案制度は、これを契機として、まちづくりや 都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ|都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ 積極的な住民参加が促されるものであり、この制 積極的な住民参加が促されるものであり、この制 度の普及や積極的な活用を図ることを手段とし て、まちづくりへの住民参加のあり方自体をより 実質的なものへと高めていくことが期待されてい る。例えば、住民に最も身近な都市計画である地 る。例えば、住民に最も身近な都市計画である地 区計画制度と提案制度をあわせて活用することに より、身近な生活環境に対する住民の意向を地区 より、身近な生活環境に対する住民の意向を地区 計画の提案という形で行政に示すことも可能とな|計画の提案という形で行政に示すことも可能とな るなど、こうした取組によって、まちづくり全体 の有様についてより広範に住民の合意形成が図ら れることも期待されるものである。

制度の運用に当たっては、このような制度の趣 旨を十分踏まえ、住民等の都市計画に対する能動 旨を十分踏まえ、住民等の都市計画に対する能動 的な参加を促進するための取組を行うとともに、 住民等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢 住民等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢 が望まれるものである。

(都市計画の提案制度の運用に当たり留意すべき) 事項について)

(1)提案権者の範囲について

都市計画の提案制度においては、当該提案に係 る土地の所有者等、まちづくりNPO等に加え、 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、 まちづくりの推進に関し経験と知識を有するもの として一定の開発事業の実績を有する等の要件を 満たす団体についても、提案を行うことができる こととされている。

これは、地域住民等のまちづくりの動きを都市 計画に積極的に取り込むとともに、必要な場合に 機動的な都市計画の決定又は変更がなされるよ う、都市計画の決定又は変更に関し民間のイニシ アティブを認め、まちづくりの推進に関する民間 の経験と知識をより積極的に取り込む観点から、 認めているものである。

(2) 提案の要件等

都市計画の素案の内容は、法第13条その他の 法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合 法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合 するものであることとされているが(法第21条 するものであることとされているが(法第21条

これは、都市計画制度の沿革の中で、まちづくり | これは、都市計画制度の沿革の中で、まちづくり のきっかけを誰がつくるのかというイニシアティ ブを行政のみならず住民等もとることが可能とな|ブを行政のみならず住民等もとることが可能とな ったという点で画期的な変革と位置付けられる。

> 提案制度は、これを契機として、まちづくりや 度の普及や積極的な活用を図ることを手段とし て、まちづくりへの住民参加のあり方自体をより 実質的なものへと高めていくことが期待されてい 区計画制度と提案制度をあわせて活用することに るなど、こうした取組によって、まちづくり全体 の有様についてより広範に住民の合意形成が図ら れることも期待されるものである。

> 制度の運用に当たっては、このような制度の趣 的な参加を促進するための取組を行うとともに、 が望まれるものである。

> (都市計画の提案制度の運用に当たり留意すべき 事項について)

(1) 提案の要件等

都市計画の素案の内容は、法第13条その他の の2第3項第1号)、ここでいう「その他の法令」の2第3項第1号)、ここでいう「その他の法令」 に基づく都市計画に関する基準」には、法第6条 | に基づく都市計画に関する基準」には、法第6条 の2第3項(都市計画区域マスタープラン)、第|の2第3項(都市計画区域マスタープラン)、第 7条の2第2項(都市再開発方針等)等のほか、 再開発法第3条(第一種市街地再開発事業の施行|再開発法第3条(第一種市街地再開発事業の施行 区域の要件)等の法以外の法令に定めるものも含 区域の要件)等の法以外の法令に定めるものも含 まれるものである。

提案を行う際に添付する都市計画の素案として は、都市計画の種類、名称、位置及び区域(市街|は、都市計画の種類、名称、位置及び区域(市街 地開発事業に関するものにあっては、施行区域) その他の都市計画決定権者が都市計画の案を作成 するために必要な事項が具体的に記載され、かつ、 その土地の区域が明確に示された平面図等が作成 案は、都市計画の案を作成するに際して必要な程 度に具体的に記載されていれば足りるものである ことから、必要以上に詳細な記載を求めるべきで ないことに留意すべきである。なお、都市計画決 定権者が提案を踏まえて都市計画の決定又は変更 をするか否かについて判断するに際し必要がある 場合は、提案を行った者に対し、資料の提出その 他必要な協力を要請することは妨げられないもの 他必要な協力を要請することは妨げられないもの である。

都市計画の提案は、原則として0.5ヘクター きることとされている(令第15条の2)。この ように、提案制度は、基本的には、一団の土地の 度であり、当該区域内におけるまちづくりに必要 な土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業 に関する計画のそれぞれを提案することが可能で ある。

都市計画決定権者は、特に必要があると認めら れるときは、条例で、区域又は提案に係る都市計 | れるときは、条例で、区域又は提案に係る都市計 画の種類を限り、0.1~クタール以上0.5~ クタール未満の範囲内で、提案に係る規模を別に 定めることができることとされているが(令第1|定めることができることとされているが(令第1 5条の2)、これは、地域によっては0.5~ク タール以下の小規模な土地の区域を対象とした都|タール以下の小規模な土地の区域を対象とした都 市計画事業や地域地区等もあり得ることから、こ れらの現況や将来の見通し等を勘案して、特に必 れらの現況や将来の見通し等を勘案して、特に必 要があると認めるときには、当該区域に係る提案 要があると認めるときには、当該区域に係る提案 について規模要件を引き下げることができること としているものである。令第15条の2に定める 条例については、このような趣旨を踏まえて定め|条例については、このような趣旨を踏まえて定め るべきである。

提案に当たっては、提案に係る都市計画の素案|

7条の2第2項(都市再開発方針等)等のほか、 まれるものである。

提案を行う際に添付する都市計画の素案として 地開発事業に関するものにあっては、施行区域) その他の都市計画決定権者が都市計画の案を作成 するために必要な事項が具体的に記載され、かつ、 その土地の区域が明確に示された平面図等が作成 されることが必要であるが、一方、都市計画の素 | されることが必要であるが、一方、都市計画の素 案は、都市計画の案を作成するに際して必要な程 度に具体的に記載されていれば足りるものである ことから、必要以上に詳細な記載を求めるべきで ないことに留意すべきである。なお、都市計画決 定権者が提案を踏まえて都市計画の決定又は変更 をするか否かについて判断するに際し必要がある 場合は、提案を行った者に対し、資料の提出その である。

都市計画の提案は、原則として0.5ヘクター ル以上の一団の土地の区域について行うことがで | ル以上の一団の土地の区域について行うことがで きることとされている (令第15条の2)。この ように、提案制度は、基本的には、一団の土地の 区域におけるまちづくりの提案を想定している制 | 区域におけるまちづくりの提案を想定している制 度であり、当該区域内におけるまちづくりに必要 な土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業 に関する計画のそれぞれを提案することが可能で ある。

> 都市計画決定権者は、特に必要があると認めら 画の種類を限り、0.1~クタール以上0.5~ クタール未満の範囲内で、提案に係る規模を別に 5条の2)、これは、地域によっては0.5~ク 市計画事業や地域地区等もあり得ることから、こ について規模要件を引き下げることができること としているものである。令第15条の2に定める るべきである。

提案に当たっては、提案に係る都市計画の素案

の対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分|の対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分 の2以上の同意を得たことを証する書類を添える こととされているが(規則第13条の3第2号)、 これについては、都市計画決定権者が当該提案が 土地所有者等の3分の2以上の同意を得たもので|土地所有者等の3分の2以上の同意を得たもので あると判断できるもので足り、当該書類としてど|あると判断できるもので足り、当該書類としてど のようなものを求めるかについては、都市計画決 のようなものを求めるかについては、都市計画決 定権者の判断に委ねられているものである。

(3) 提案に係る都市計画の決定又は変更の手続 提案に係る都市計画の決定又は変更をするか否 をする場合の基準と異なるものではない。このた め、提案に係る都市計画の決定又は変更に係る画 一的な判断基準を設ける等硬直的な運用をするべ きではない。

都市計画の提案をしようとする者は、都市計画 に関する十分な知識や情報を有しない場合もある ことから、あらかじめ都市計画の提案制度に関す る相談窓口を設けることも考えられる。

公聴会・説明会の開催等については、住民の意 見を十分汲み取ることができるようにすることが 見を十分汲み取ることができるようにすることが 求められるものであり、作成しようとする都市計 画の案や関連する情報について具体的に提示する ことが求められるものであることから、提案を踏 まえて都市計画の案を作成しようとするにあたっ て、公聴会・説明会の開催等をする場合には、提 案に係る都市計画の素案を、作成しようとする都 市計画の案に関連する情報として提示することも 考えられる。

提案が行われた場合には、提案に係る事務の処 理に要する期間について、都市再生特別措置法(提)理に要する期間について、都市再生法(提案がな 案がなされてから6月以内)とは異なり具体的な 期間を限るものではないが、都市計画決定権者は、 遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画の決定又 は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該 都市計画の決定又は変更をする必要があると認め|処理を行うべきである。 るときは、その案を作成しなければならないとさ れている(法第21条の3)。また、計画提案者 は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区 域について都市計画の決定又は変更を必要とする 場合には、計画提案に係る都市計画の決定又は変 更を希望する期限等を記載した書類を提出するこ とができることとされている (規則第13条の4 第2項)。都市計画決定権者は、都市計画の決定

の2以上の同意を得たことを証する書類を添える こととされているが(規則第13条の3第2号)、 これについては、都市計画決定権者が当該提案が 定権者の判断に委ねられているものである。

(2) 提案に係る都市計画の決定又は変更の手続 提案に係る都市計画の決定又は変更をするか否 かの判断基準は、通常の都市計画の決定又は変更 かの判断基準は、通常の都市計画の決定又は変更 をする場合の基準と異なるものではない。このた め、提案に係る都市計画の決定又は変更に係る画 一的な判断基準を設ける等硬直的な運用をするべ きではない。

> 都市計画の提案をしようとする者は、都市計画 に関する十分な知識や情報を有しない場合もある ことから、あらかじめ都市計画の提案制度に関す る相談窓口を設けることも考えられる。

> 公聴会・説明会の開催等については、住民の意 |求められるものであり、作成しようとする都市計 画の案や関連する情報について具体的に提示する ことが求められるものであることから、提案を踏 まえて都市計画の案を作成しようとするにあたっ て、公聴会・説明会の開催等をする場合には、提 案に係る都市計画の素案を、作成しようとする都 市計画の案に関連する情報として提示することも 考えられる。

> 提案が行われた場合には、提案に係る事務の処 されてから6月以内)とは異なり具体的な期間を 限るものではないが、都市計画決定権者は、当該 事務の処理を遅滞なく行うこととされていること (法第21条の3)を踏まえ、適切に当該事務の

又は変更の提案がなされた場合には、これらを踏 まえ、提案者が都市計画の決定又は変更を希望す る期限について、その理由や期限の設定が正当で <u>ないと認める場合を除き、これをできる限り尊重</u> しつつ、遅滞なく、当該事務の処理を行うべきで ある。特に、建築物の用途規制の変更など土地所 有者や開発事業者等が具体的な土地利用を行う目 的で提出した計画提案については、都市計画の決 定又は変更をする必要があるかどうかの判断をで きる限り速やかに行い、提案者が当該計画提案か ら1年以内に都市計画の決定又は変更を希望する 場合には、長期にわたる環境影響評価を要する計 画提案である等、当該期限内に都市計画の決定又 は変更を行うことが困難な場合を除き、遅くとも 1年以内に計画提案を踏まえた都市計画の決定若 しくは変更をし、又は決定若しくは変更をしない 旨の通知を行うべきである。

提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更 して都市計画の決定又は変更を行おうとする場合 及び提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行 及び提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行 わない場合には、都市計画決定権者は、都市計画 | わない場合には、都市計画決定権者は、都市計画 審議会に提案に係る都市計画の素案を提出するこ ととされているが(法第21条の4、第21条の 5第2項)、これは、都市計画審議会の意見を聴 くことで都市計画決定権者の判断が適正になされ るようにするためのものであり、また、提案に係|るようにするためのものであり、また、提案に係 る都市計画の素案の一部を変更して都市計画の決 る都市計画の素案の一部を変更して都市計画の決 定又は変更を行おうとする場合には、都市計画審 議会における適切な審議を図るためのものでもあ る。そのため、都市計画決定権者は、提案に係る 素案の提出と併せて、都市計画審議会に対して、 提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行わな|提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を行わな い理由や提案に係る都市計画の素案の内容の一部 を変更して都市計画の決定又は変更を行おうとす る理由を十分に説明するべきであり、また、必要 | る理由を十分に説明するべきであり、また、必要 に応じて、提案を行った者が都市計画審議会にお に応じて、提案を行った者が都市計画審議会にお いて意見を述べる機会を設けることが望ましい。

都市計画決定権者は、提案を踏まえた都市計画 の決定又は変更をする必要がないと判断したとき は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案 は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案 をした者に通知しなければならないこととされて|をした者に通知しなければならないこととされて いるが(法第21条の5第1項)、理由について|いるが(法第21条の5第1項)、理由について は、提案をした者がその内容を十分に理解できる」は、提案をした者がその内容を十分に理解できる ものとするべきである。

法においては、法第21条の2第3項に規定す

提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更 して都市計画の決定又は変更を行おうとする場合 審議会に提案に係る都市計画の素案を提出するこ ととされているが(法第21条の4、第21条の 5第2項)、これは、都市計画審議会の意見を聴 くことで都市計画決定権者の判断が適正になされ 定又は変更を行おうとする場合には、都市計画審 議会における適切な審議を図るためのものでもあ る。そのため、都市計画決定権者は、提案に係る 素案の提出と併せて、都市計画審議会に対して、 い理由や提案に係る都市計画の素案の内容の一部 を変更して都市計画の決定又は変更を行おうとす いて意見を述べる機会を設けることが望ましい。

都市計画決定権者は、提案を踏まえた都市計画 の決定又は変更をする必要がないと判断したとき ものとするべきである。

法においては、法第21条の2第3項に規定す

る要件に該当しないことを理由に、提案を踏まえ る要件に該当しないことを理由に、提案を踏まえ た都市計画の決定又は変更をする必要がないと判 た都市計画の決定又は変更をする必要がないと判 断したときには、提案をした者に対してその旨の 断したときには、提案をした者に対してその旨の 通知等の手続を行うことを要しないものである 通知等の手続を行うことを要しないものである が、都市計画においても行政手続の透明化や情報が、都市計画においても行政手続の透明化や情報 公開、説明責任の履行が求められることにかんが 公開、説明責任の履行が求められることにかんが みると、このような場合についても、提案を踏ま みると、このような場合についても、提案を踏ま えた都市計画の決定又は変更をする必要がないと えた都市計画の決定又は変更をする必要がないと 判断した旨とともに、どの要件に該当しないのか判断した旨とともに、どの要件に該当しないのか 及び該当しないと判断した理由を提案を行った者及び該当しないと判断した理由を提案を行った者 に通知することが望ましい。

4. 都市再生特別措置法に規定する都市計画の提 4. 都市再生特別措置法に規定する都市計画の提 案制度

(略)

に通知することが望ましい。

案制度

(略)